



『点検無料』のはずが洗淨の勧誘！？

排水管の点検や洗淨の勧誘にご注意！

突然訪問してきた事業者から、「排水管を無料で洗淨する」と言われ了承したところ、「このままでは大変なことになる」と排水管の洗淨を勧められ契約してしまったなど、事業者の突然の訪問をきっかけとしたトラブルがみられます。

《事例 1》

自宅に突然事業者が、「排水管の無料点検を行っている」と訪問し、無料であるならと軽い気持ちで点検を依頼したら、高圧洗淨を勧められ契約してしまった。信用できる業者なのか不安になってきた。キャンセルすることはできるだろうか？

《事例 2》

「通常3～5万円の高圧洗淨が3000円」とのチラシを見て依頼した。「詰まりに対応する作業が必要。木の根の除去作業も必要」と説明され、了承して作業をしてもらったが、高額な費用がかかった。やはり高額な費用に納得できない。

点検の勧誘時には、「近所をまわっている」「近所で工事をしているので挨拶に来た」などと消費者の警戒心を解くような説明をされているケースもみられます。

- 無料で点検するなど勧誘してくる事業者に安易に応じないようにしましょう
- チラシに表示されている料金の条件や内容は慎重に確認しましょう
- 事業者の説明をうのみにせず、必要がない契約はきっぱり断りましょう

排水管等の洗淨の契約等が特定商取引法上の訪問販売に該当する場合には、クーリング・オフ等ができる場合があります。不安に思った場合やトラブルになった場合には消費生活センター等に相談しましょう。

電子ギフト券の買い取りサイト 利用しても大丈夫？

不要な電子ギフト券を換金したいと思い、インターネットで買い取り業者のサイトを見つけました。利用しても大丈夫でしょうか？

電子ギフト券は、インターネットショッピングサイトなどで商品やサービスの支払い手段として利用するプリペイドカードの一種です。プリペイドカードは、大きく二つの種類に分類することができます。一つは、カードそのものに価値が記録されているもので、例えば商品券や IC カードなどのカード類です。もう一つは、カード発行会社が保有するコンピューター（サーバー）に、カードの価値が記録されている、いわゆるサーバー型プリペイドカードと呼ばれるカードです。電子ギフト券はサーバー型プリペイドカードにあたります。

買い取りトラブルの事例

- 換金のため、電子ギフト券のカード番号を買い取り業者に電子メールで送ったが、入金されない
- 広告の換金率よりも、実際の換金率の方が低い

一旦、電子メールなどでカード番号を送ってしまうと、送信相手はメールの着信と同時にカード番号を知ることができ、すぐにギフト券を使える状態になります。取引に問題があると後からわかった時には、さらに転売されていることも多く、取り戻すことは非常に困難です。

購入トラブルの事例

- ギフト券の売買サイトから購入した電子ギフト券を利用することができなかった
- 不正入手であると、運営会社にアカウントを停止された

転売されたギフト券の購入や利用についても、電子ギフト券の発行元や運営会社により規約で禁止されている場合が多いです。

ほとんどの電子ギフト券は、発行元や運営会社の規約により転売や換金が禁止されています。転売や換金によるトラブルは、発行元や運営会社から規約違反とみなされて保護されません。電子ギフト券の買い取りサイトの利用はしないようにしましょう。

裁判所からの「訴状」？ ～特別送達について

裁判所からとみられる「訴状」と書かれた手紙が郵便受けに届きました。サイト利用料金の未納分を支払うよう書かれていましたが、サイトを利用した覚えも訴えられる覚えもありません。どうしたらよいですか？

裁判所をかたった架空請求の可能性が高いです。

封筒の表に「訴状」と書かれていた場合、これは裁判所から送られたものではありません。裁判所からの重要な通知は、「特別送達」という特別な郵便により配達され、郵便受けに直接投げ込まれることはありません。このような書面が届いた場合、基本的には無視し、そのまま放置してください。

「特別送達」は、次のような特徴があり、裁判所からの本当の通知かどうか見分けることができます。

- ① 「特別送達」と記載された、裁判所の名前入りの封書で送付されます。
- ② 郵便配達担当者が名宛人に直接手渡すことが原則となっており、はがきや普通の封書のように郵便受けに投げ込まれることはありません。受け取る際には、特別送達報告書に受け取った人の署名や押印を求められます。
- ③ 裁判所で付した「支払督促」や「訴訟の呼出状」の「事件番号」・「事件名」が記載されています。

■注意が必要な場合

身に覚えのない請求であっても、本当に裁判所から届いた「特別送達」の通知であれば、放置してはいけません。「督促意義の申立て」や「答弁書」を提出する必要があります。裁判所が「支払督促」や「少額訴訟の呼出状」等を出す段階では、請求の当否の判断はされません。請求が「架空」であるかどうかは、当事者が自ら裁判所に対してその旨を主張する仕組みになっています。

「特別送達」をそのまま放置すると、欠席裁判となり、基本的に架空請求業者の請求がそのまま認められてしまうので注意が必要です。

裁判所から送られたような手紙を受け取り、本物かどうかわからない場合、書面に記された連絡先ではなく、最高裁判所ホームページに記載されている管轄地域の裁判所に確認しましょう。



クレジットカードが入っている財布を落としました。
財布の中にはカードのほかにも免許証と保険証を入れていました。
どうすればよいですか？

クレジットカードの紛失に気づいたら、すぐにカードの発行会社に連絡し、紛失の手続きを取りましょう。また最寄りの警察署にも遺失物届を出しましょう。

紛失したカードが不正に使われた場合、カード会社に紛失を申し出た日から一定の日数をさかのぼった時点からの支払いが免除されることもありますが、カード会社により対応は異なります。また、カードに署名がなかったり、紛失からカード会社への申し出までに一定の期間が経過しているなどの場合には、不正利用による請求であっても、支払いが免除されないこともあります。

免許証や保険証を紛失した場合、身分証明書として第三者に悪用される恐れがあるため、最寄りの警察署に遺失物届を出しましょう。第三者の不正利用が心配な時は、信用情報機関の本人申告制度を利用し、これらの書類を紛失したことを登録することができます。ただし登録することで不正利用や個人情報の悪用を完全に防ぐことができないわけではありません。

信用情報機関は3社あり、機関ごとに加盟会員は異なります。

株式会社シー・アイ・シー（CIC）：クレジット会社系（消費者金融系も一部加盟）

株式会社日本信用情報機関（JICC）：消費者金融系

一般社団法人全国銀行協会 全国銀行個人信用情報センター：銀行系

消費生活相談をご利用ください

架空請求ハガキ、商品のトラブル、通販トラブル等不安に思ったら、お気軽にお電話ください

市民生活相談センター ☎055-983-2621

三島市役所 本館1階（三島市北田町4-47）

月曜日～金曜日 午前9時から午後5時まで

※土曜日、日曜日、祝日は 消費者ホットライン 188（いやや）

消費者ホットラインからお近くの消費生活相談窓口につながります



